

# 令和2年度 児童手当現況届受付のお知らせ

## — 児童手当を受給している方へ —

児童手当を受給されている方は、毎年6月1日における家庭状況を届けなければなりません。  
つきましては、下記日程により現況届の受付を行いますので、必ず、期日内に届出を済ませてください。

**この届出をされない場合、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。**

※令和2年5月1日以降肝付町に転入された方は、提出の必要はありません。

※詳しくは、案内をご覧ください。

### ◎ 受付場所・期間 住所地のある窓口で申請をお願いします。(高山⇒本所、内之浦⇒総合支所、岸良⇒出張所)

#### ●高山地区 役場1階会議室 【問】福祉課児童家庭係 TEL 0994(65)8413 (直通)

令和2年6月18日(木)～23日(火) 9時～17時まで (土曜日は休み、**日曜日は午前中のみ受付**)

#### ●内之浦地区 支所 町民生活課窓口 【問】内之浦総合支所 町民生活課 TEL 0994(67)2111 (代表)

令和2年6月18日(木)～23日(火) 9時～17時まで (土曜日は休み、**日曜日は午前中のみ受付**)

#### ●岸良地区 岸良出張所 【問】TEL 0994(68)2001

令和2年6月18日(木) 9時～17時まで

上記、受付期間中で都合の悪い方については、令和2年6月17日(水)～26日(金)の間、それぞれ各庁舎にて随時受付ます。(土日の受付は、上記のとおりです。)

### ◎ 提出する書類 (必ず、下記事項を確認チェックして、忘れないようにしてください)

#### 1. 現況届用紙 (各現況届受付窓口<sup>※</sup>に準備してあります)

※必ず、**印鑑(シャチハタ不可)**を持参してください。

#### 2. 添付書類

##### **世帯全員分の健康保険証**

※次に該当する人は、上記にあわせて提出してください。

##### **児童の住所を、肝付町以外にしている人**

・**省略のない世帯全員の住民票謄本(筆頭者と本籍の記載があるもの)と該当児童の個人番号(マイナンバー)**

##### **外国籍の人**

・申請者(保護者)本人、および子の在留カード等または外国人登録証等  
(切り替え手続き前で、従来の外国人登録証をお使いの場合)

※その他、必要に応じて提出する書類がありますので、詳しくは、役場までお問い合わせください。



### ◎ 制度の概要

○前年(令和元年中)の所得が一定額以上【年収960万円以上 例:夫婦・子ども2人(夫婦どちらか高い方)】  
の場合は、所得制限により6月分児童手当(10月支給分)からは、減額され支給されます。(一律:5,000円)

○3歳未満:15,000円 ○3歳以上小学校修了前:10,000円

○中学校修了前:10,000円 但し、3歳以上小学校修了前の第3子の場合 15,000円